

# 船舶・海事関係の皆様へお願い！！

## ～ 小名浜港における異常気象時の海難防止について ～

小名浜港は、震災後の物流の回復傾向や大規模港湾工事の再開もあり、大型ばら積み船や危険物積載船等の入港船舶、工事関係の船舶等で港内の水域が混み合いつつある状況がみられる中、台風15号襲来（H23.9.21）の際には、狭い水域に約30隻もの船舶が避泊し、そのうち約20隻が走錨する事態となりました（裏面参照）。

つきましては、台風や急速に発達して通過する低気圧等の異常気象の際は以下の事項についてご配慮いただく等、海難防止へのご協力をお願いいたします。

### ・小名浜港の沖を通航する予定がある船舶

）**船長**は、港内避泊が必要な荒天に福島県沿岸・沖合海域で遭遇することが予想される場合は、**同海域に到達する前に、最寄りの安全な港湾・泊地又は海域への避難、出港時間の調整**等により、**早期かつ計画的に荒天を回避**

）**船舶運航会社、代理店**等は、上記 )について船長へ**積極的に助言**

### ・小名浜港に在泊中又は仕向けの船舶

**船長、代理店**等は、『**小名浜港海上安全対策協議会**』が定めた措置の適切な運用・実施。特に、

）**勧告（第1体制）発出時**

**危険物積載船舶等の早期避難開始**

錨泊中の船舶は、**走錨防止対策の徹底**

）**勧告（第2体制）発出時**

危険物積載船舶等の避難完了

**DWT5,000トン以上の船舶**は、港内**錨泊船舶が増える前に早期**港外避難

**錨泊中の船舶**は、次の事項を遵守

- ・ **国際VHF無線（16チャンネル）の常時聴取**
- ・ **守錨当直の常時配置及び機関スタンバイ**
- ・ **夜間における代理店との連絡手段の確保**

小名浜港**仕向け**の船舶は、**最寄りの安全な港湾・泊地又は海域**に避難



【勧告の運用基準】<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/fukushima/images/kankoku-onahamako.pdf>

問合せ先：福島海上保安部 交通課

0246-53-7112

# 台風15号(H23.9.21)の際の小名浜港内避泊船舶の状況

20日夕方から避泊船舶が増え始め、21日夕方には約30隻が錨泊し、船間距離が100mを切る場合も発生して、大型船舶の出港、避泊船舶の転錨等が円滑に実施しにくい状況となった。

下図のCエリアには約20隻が錨泊していたが、風向変化(北～東～南東)で各船舶が振れ回った際に船間距離が30m程度となる場合も発生し、その後、南東の強風(平均風速20m/s以上)で殆どの船舶が走錨した。

幸い、避難勧告対象船舶(5,000DWT以上等)が港内が混み合う前に港外に避難を完了していたこと、錨泊船舶の多くが機関用意、走錨時の無線による各船間の意思疎通、機関使用等、適切な対応をとることができたこと等により、衝突、乗揚げ等の海難発生には至らなかった。

